

第5回米子市行政改革推進委員会における事前の意見、質問に対する回答

項目	委員の意見等	担当課回答案	
	<p>【米澤委員】 タイムカードを導入してはどうか。</p>	<p>市議会からも指摘のあるところであり、前向きに検討したい。行政改革の中では、電子市役所の取組みの中で勤怠管理システムとして考えている。</p>	職員課
9. 公債費等の管理	<p>【山本委員】 (1)～(3)は連動して財政改革の根幹となる理念。これは絶対徹底して欲しい。 ここに掲げている数値を達成するため実施計画の細目内容(課題)があると思う。そうだとすれば、この実施計画(案)には理念と手段が並列で記載されており判り難い。実施計画全体の表しかたを今一度工夫して欲しい。</p>	<p>徹底していきたい。  財政指標は、個々の改革の結果に左右されるため、他の実施項目とは異なるものですが、予算編成等において財政指標の目標数値を充分認識しながら財政構造改革を実施する必要があることから項目の一つにあげている。</p>	財政課・行革室
	<p>【米澤委員】 1月の委員会において、普通債残高H16年度末768億円があり、そのうち市民の税金、未償還残高(純借金)残高は把握していないという回答でしたが、純借金残高は必要項目と思いますので、再度伺います。 健全経営を目指すねらいに一般会計決算等事実上の実質収支(公営企業会計への支出金等を含む)の収支バランスに徹する事、また、特別会計も同様と考えますが実行されるのか？ 米子市役所に於ける普通債残高の最高で限度額はいくらまでと考えられるのか？</p>	<p>普通債の償還については、一部地方交付税の基準財政需要額の算定の際に算入されているものもあるが、交付税は理論上の支出と理論上の収入との差額の一部を交付するものであり、交付税算定の基礎に算入されたからといって、実額が交付されているものではない。また、地方自治体では、市税も交付税もともに一般財源として取り扱っており、地方債の償還は一般財源で行っている。従って、地方債の残高はすべて一般財源で返済すべき、いわば純借金であると認識している。 収支の均衡は、公会計の基本ですが、特別会計において赤字決算に陥っているものがいくつかあり、さらに公社等との連結決算を行った場合、全体としても赤字の状況にあると認識している。行財政改革を通じて、全体の赤字額を縮小させたい。 地方債残高の限度額の基準は、法的に特段の定めはないが、後年度の財政負担を考慮すると、その限度額をどこに求めるかが常に問題となる。これを計数的に見ようとするのが、公債費比率(公債費の一般財源に占める割合)であり、通常財政構造の健全性をおびやかされないためには、この比率が10%を超えないことが望ましいとされている。 この考え方により試算した地方債限度額は、概ね580億円程度である。</p>	財政課

<p>9 - (3) - (1) ミニ市場公募債の発行</p>	<p>【杉谷委員】 (質問) 「学校施設の建替え等住民に密着した事業」について、学校施設の建替え以外に、どの様な住民に密着した事業を検討されるのでしょうか。</p>	<p>学校施設は、一つの例としてとりあげたもので、具体的なものは決まっていない。先進地の事例では生活環境整備（道路、公園、下水道）や学校施設整備などが主な発行事業となっている。 発行にあたっては、発行規模、貸付利率などの検討と併せ、対象事業についても市民の参加しやすい事業を検討していきたい。</p>	<p>財政課</p>
<p>10. 施設等の維持管理コストを意識した財政運営</p>	<p>【山本委員】 公共工事は自前でなくてもよい。PFI を活用したらどうなのか。まず PFI の研究からスタートしたらどうか。</p>	<p>施設の建設、維持管理を通じた、長期の財政負担を縮減する手段として PFI は有効な方法と考えている。 新規施設の建設にあたっての、検討項目の一つとしていきたい。</p>	<p>行 革 室・入 札契約 課</p>
<p>10 - (0) - (1) 大規模投資的 事業の原則凍結</p>	<p>【住田委員】 凍結や抑制の対象となる大規模投資的 事業の大規模とは、具体的にどの程度 の金額の事業のことでしょうか。 また、当面の間、凍結または抑制する というのは、具体的にいつまでのこと でしょうか。</p>	<p>大規模投資的 事業については、確かな財源確保やパブリックコメント等の具体的な手続きを踏んだ市民合意が必要と考えており、そのような手続きを検討して制度化できるまでの間は、災害等緊急の場合を除いて、凍結、抑制することが適当と考えている。 そのような市民合意を要すべき大規模投資的 事業の事業規模や対象分野等については、手続き全体を検討する中で考えていきたい。</p>	<p>行政改 革推進 質</p>
<p>11. 借地料の見直し</p>	<p>【山本委員】 微妙な問題も絡むが、減額交渉には土地問題有識者も加え、その過程も公開したらどうだろうか。広域行政組合の淀江支所の活用構想もあるが、旧庁舎の活用も含め、借地代削減に取り組んでいただきたい。また、市民球場もあるので湊山球場を整理し借地代を削減すべきではないか。今の財政で球場は二つも必要はない。</p>	<p>・借地に至った経緯や長年の地権者との信頼関係に立った交渉経過など諸事情はありますが、減額交渉の一つの手法として検討したい。 ・内部検討組織で検討していきたい。</p>	<p>財 政 課・企 画課</p>

<p><b>12 負担金補助金の見直し</b></p>	<p>【山本委員】 補助金の整理、サンセット化は必要。聖域なしですべての補助金の見直しが必要。その基準に透明、客観、公平性で評価するとしているが、具体的にはどうするのか。 事務事業評価とも関連するが、前回委員会でも指摘したように首をかしげる評価がある。こうした評価をもとに漫然と継続予算化するのは問題。また、時勢にそぐわない補助事業もある。国の政策変更（例えば農政の直接支払い制度指向など）、法令の時効（例えば同対法）あるいは世論の動向、いろんな要因もあげて見直しが必要。既得権益を守って必要は新しい事業も展開出来ない。厳しく見直すべきである。 ついでながら付け加えると、事務事業評価の最終段階に外部評価を取り入れるべきではないか。他市では取り入れている例もある。</p>	<p>補助対象や基準など明確にするため、補助金交付基準を策定するとともに、客観的な視点で審査を行う第三者審査機関を設置したいと考えている。</p> <p>補助金見直しに当たっては、全てゼロベースにした上で、前記の考え方により厳正に見直ししたい。</p> <p>本市では、評価に一定の効果が期待できる政策・施策評価に外部評価を導入する予定としている。</p>	<p>財政課 企画課</p>
<p><b>13. 税・料収納対策と自主財源の確保</b></p>	<p>【山本委員】 最近の市の幹部あがりの取り組みは評価できる。徴収には一定のコストがかかってもしかたがない。悪質滞納者には差し押さえもやむを得ないではないか。</p>	<p>今後とも努力を続けたい。</p>	<p>行革室</p>
<p>13 - (1) - (1) 市税等滞納整理緊急対策本部の設置</p>	<p>【米澤委員】 徴収率の向上の為 米子市の借入金の一日当たりの金利はいくらか？ まず、係長以上の管理職の皆さんへこの金額を公表してはどうか？ 同時に徴収額の増加と早期回収のスピード化の重要性を強調し、コスト意識を育成しては？</p>	<p>一時借入金の利息と長期的な地方債の利息とをあわせた利子全体の額は、平成17年度当初予算では年間で1,621百万円ですが、これを1日あたりに換算すると、約444万円となる。 さまざまな手段を通じて職員のコスト意識の育成に努めていきたい。</p>	<p>行革室 財政課</p>

<p>13 - (1) - (2) 市税等 徴収率 の目標 設定</p>	<p>【黒田委員】 ～ までの調定額、徴収額、未納額を15年度、 16年度、17年1月末までの額を示してもらいたい。</p>	<p>(別紙)</p>	<p>各課</p>
<p>13 - (1) - (3)徴 収体制 の強化</p>	<p>【黒田委員】 一定期間とはいつまでのことか。 また、徴収人員の配置を重点化することの具体的 に説明してください。</p>	<p>当面、平成19年度まで3年間の集中取組期間を一定期間と考えている。具 体的には収税部門の人員配置を増やしている。</p>	<p>職員課</p>
<p>13 - (2) - (4)新 たな税 財源の 確保等 の調査 研究</p>	<p>【黒田委員】 法定外目的税の創設、現行税率の見直し、市の判 断でできる税財源 以上、増税を意味しているようですが、現在でも 負担増で苦しいのに、市民に納得してもらえる案で しょうか。内容を説明してください。</p>	<p>本格的に地方の自立を求められる時代にあって、将来に備え、自治体の自主 財源をどのように確保するかを税の分野で研究する庁内組織を設置する。 この研究の結果が直ちに政策に反映出来るとは想定していない。</p>	<p>財政課</p>
<p>13 - (3) - (1) 滞納者 に対する行政 サービスの制 限</p>	<p>【黒田委員】 滞納が増大すれば、正直者が馬鹿を見るとの風潮 があり、納税意欲を失います。悪徳滞納者には、当 然、市の助成は制限すべきですが、納めたくてもで きない滞納者もおられます。また、人権問題になら ぬよう見極めが難しいと思いますが、今どのような サービス制限案なのか。また現に制限していること をお知らせください。</p>	<p>(現在実施中のもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設工事入札参加資格登録などの資格登録、指定にともなうもの 4件</li> <li>・ 中小企業振興資金貸付事業など貸付に伴うもの 6件</li> <li>・ 農業後継者育成資金給付条例による給付金の支給 1件</li> <li>・ 納税通知書の有料広告掲載</li> </ul> <p>(今後実施予定のもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助金等の交付に係るもの 17件</li> <li>・ 貸付金・融資に係るもの 2件</li> <li>・ 普通財産の売払い</li> <li>・ 行政財産の目的外使用の許可</li> <li>・ 市有財産の貸付</li> </ul>	<p>行革室</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>市営住宅の入居</li> </ul>	
14 受益者負担の見直し	<p>【山本委員】 受益者負担の増加もやむを得ない。しかしごみの有料化による不法投棄の増加、健康診断の負担増は結局、健保、介護への負担増に繋がるなどのマイナス面も考慮し進めるべき。</p>	<p>全体の費用効果や、マイナス面にも考慮しながら進めていきたい。</p>	行革室
14 - (2) - (3) 無料入浴サービスの有料化	<p>【米澤委員】 この項目に関連して社会福祉協議会に対する要望です。 イ 市民からの寄付行為の香典寄附の用途をもっと有意義にしてほしい。 ロ 米子市内にいくつかの独立した社会福祉協議会が現存している。放置状態であり、統一すべきである。 ハ 米子市役所が誤解されないよう留意すべきである。</p>	<p>イ 米子市社会福祉協議会では、香典等の寄附を財源として、地域福祉組織活動の推進等に取り組んでいると伺っている。</p> <p>ロ 米子市社会福祉協議会では現在、地域福祉組織活動を推進するため、市内26の地区社会福祉協議会（それぞれ独立した任意団体）の指導、育成に取り組んでいると伺っています。</p> <p>ハ 寄附のお礼（会葬礼状）には、市社会福祉協議会長名と市長名が記載されているが、寄附そのものは、市への寄附でもなく、収入でもない。</p>	長寿社会課
14 - (2) - (4) 家庭ごみ処理の有料化	<p>【米澤委員】 有料化の前にリサイクル推進員の見直しを行うこと。（自治会まかせにせずに・・・）</p>	<p>リサイクル推進員は、地元自治会の推薦によって決定しており、必要な研修も実施している。 今後とも地元自治会等の協力のもとに取り組んでいきたい。</p>	環境政策課
14 - (2) - (5) 各種印刷物の原則有料化	<p>【黒田委員】 有料化になる印刷物名を知らせてください。</p>	<p>総合計画書など印刷製本に一定の実費が係るものについて、今後、どのような範囲で有料化するかを検討したい。</p>	行革室

<p>14 - (2) - (8) 地域開放に係る学校体育施設の有料化</p>	<p>【黒田委員】 地域住民の唯一のふれあいの場所(運動会等)であり、有料化には、十分、考慮してもらいたい。</p>	<p>学校体育施設開放事業の有料化の検討については、主に夜間、体育館を使用される場合の照明設備使用料(電気代実費程度)の徴収を検討している。 この中で、地域全体を対象として行われる行事(校区民スポーツ大会等)の使用料減免の取扱いについても検討したいと考えている。 なお、照明設備使用料以外の施設使用料については、従来どおり徴収しない考えです。</p>	<p>体育課</p>
<p>15. 連結債務への対応</p>	<p>【山本委員】 保有土地問題について疑問がある。土地先行投資はどのような基準や政策に基づいて行われてきたのか。財政対策以前に都市計画、総合計画など相当厳しく見直すべきではないか。</p>	<p>・公共事業用地の先行取得用地の残地や未売却地は、過去のさまざまな経過や原因によって、現状にいたったものであり、それをふまえて今後の施策決定のあり方に充分留意していく必要があると認識している。</p>	<p>企画課 財政課</p>
<p>15 - (2) - (1) 崎津アミューズメント施設用地の利用促進に向けた基本的な土地利用方針の見直し</p>	<p>【米澤委員】 米子市の場外馬券売場に関して ギャンブル誘致の自治体職員にはギャンブル調整手当は1人当たりいくら支給されているか？ 米子市へ場外船券売場進出計画が出ている。 ・まだ具体化の段階でないかも分からないが米子市は金がなければ仕事が出来ないから賛成ですね？ ・ギャンブルはゆがんだ構図を生む。市民、青少年の教育上はもちろん心配。深刻な家庭崩壊のおそれがある。 ・折りを見て、教育委員会の意見は、意見としてだされますか？</p>	<p>給与、手当では条例で定められており、条例に記載されたもの以外の特別の手当ではない。  提案のあった事業についてはその内容が構想段階のものであるため、現在、具体的な事業計画の提出を事業者に対して求めている。したがって現時点では事業の是非について市の方針を決定する段階にない。  なお、教育委員会との関係では、過去にJRA関連で、同様の議論がありましたが、教育委員会の所管に該当しないことから、審議の対象とはしないとする議決があります。</p>	<p>職員課 地域政策課 庶務課</p>
<p>16. 組織の活性化と</p>	<p>【山本委員】 給与制度改革には能力評価も取り入れるべきだ。人が人を評価するに完璧な制度はない。評価が困難</p>	<p>人事評価とリンクした給与制度への改革については、人事院勧告に従って、前向きに推進していきたい。</p>	<p>職員課</p>

<b>職員の 能力開 発</b>	を理由に排除すべきではない。人事評価は賞与により多く反映されるべき。		
16 - (1)組 織の活 性化 16 - (2)能 力開 発・人 材育成 16 - (3)人 事管理	<b>【米澤委員】</b>  出来れば、担当課の説明を頂きたい。		職員課
16 - (2) 能力開 発・人 材育成	<b>【中村委員】</b> ボランティアは地域の問題を知る上でも、また地域活動を担う、協働の心を養うという点でも大変有効である。県は推進していると思うが、米子市でも職員によるボランティアを積極的に推進して欲しい。能力開発・人材育成にもつながるのではないかと思う。	職員に対するボランティアの奨励が、職務上の能力開発・人材育成につながるかどうかは、個々のケースにもよると思われるが、公務員全体への社会的印象の向上につながる面はあると考えている。 また、人事評価の際、ボランティア活動の実績等を自己申告させる例もあると聞いており、ボランティア奨励のための一つ的手段として、考えられる対応と思う。 ただし、人事評価という立場で考えた場合、人事評価の基準に職務以外の要素を取り込むことは、公平性や客観性に偏りが生じないかという点に留意する必要があると思われる。よって、人事評価の面からは、今後、制度全体を総合的に検討するなかで一つのあり方として参考にしていきたい。 なお、市職員も市民の1人として、地域活動やボランティア活動に積極的に参加していくことは、好ましいことであり、そのように呼びかけていきたい。	職員課
16 - (2) -	<b>【杉谷委員】</b> (意見)		職員課

<p>(3) 他の地方公共団体等への職員の派遣・出向の推進</p>	<p>地方公共団体、公益法人に限らず、NPO組織、民間企業への派遣、出向も実施されるべきではないか。</p>	<p>民間企業等への派遣については、今後の検討項目と考えているが、適当な派遣先があれば検討してみたい。</p>	
<p>16 - (3) - (4) 組合との交渉内容等の公表</p>	<p>【杉谷委員】 (質問) 公表は、17年度以降も継続して行われるのでしょうか。</p>	<p>継続して公表する予定である。</p>	<p>職員課</p>
	<p>【米澤委員】 公表については、市民の目に届きやすいよう、広報での公表をお願いします。 今後プラスアルファの妥結はやめてほしい。 いかにも、密室でのヤミ取引、又は横並びを連想します。また、「市民を無視するような行為」「その余裕金があるならサービス行政の資金を優先すべき」と受け取れます。</p>	<p>広報紙での公表はタイムリーとならない場合もあるので、報道機関を通じた公表を考えている。 今後とも人事院勧告を基本に据えて交渉する。</p>	<p>職員課</p>
<p>17. 予算編成システムの改革</p>	<p>【山本委員】 ネットにおけるHPの提供のありかたを工夫すべきでは。年配者でも利用しやすく、市民が討論できるとか、工夫して欲しい。 ついでながら庁舎エントランスにあるパソコンには簡単な使用説明をつけたらどうか。なじみの無い人はとっつきにくい。</p>	<p>・市ホームページは、年配者の方だけでなく、身体に障がいのある人、パソコンの操作に不慣れな人にも使いやすく、またパソコンの違いに左右されないサイトづくりのため、米子市ホームページ「アクセシビリティ指針」を定め、これに基づいたサイトづくりをしています。 ネット（市ホームページ）を使用した市民討論の場の提供として、電子コミュニティ「MYネット」を実施していますが、現在は特定の方の書き込みしかない状況です。</p> <p>・財務情報等の公開に当たっては、これまでもできる限りわかりやすい表現や専門用語には解説を付すなど改善に努めてきたところではありますが、引き続き市民の視点に立って改善していきたい。</p>	<p>財政課・市民参画課・総務課</p>



		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本庁1階ホールのパソコンは、過去に使用説明書をおいていたが、盗難、紛失、落書きなどがあり、現在はおいていない。近年、事務所や家庭でパソコンの普及が進み、最近、特に使用方法についての問合せはないが、あらためて検討してみたい。</li> </ul>	
17 - (2) - (2) 財務情報等のわかりやすい提供	<p>【杉谷委員】 (意見) わかりやすい言葉の使用も必要。例えば、総務費ではなく人件費 また、広報よなご の編集に市民を参画させてはどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財務情報等の公開に当たっては、これまでもできる限りわかりやすい表現や専門用語には解説を付すなど改善に努めてきたところではありますが、引き続き市民の視点に立って改善していきたい。</li> <li>・毎号の編集に市民に参加してもらおうというのは現状の広報紙発行サイクルのなかでは難しいが、例えばモニター制度など市民からの意見を取り入れるためのシステムを検討していきます。</li> </ul>	財政課 市民参画課
18. 行政情報の提供の強化と市民参画の推進	<p>【山本委員】 審議会、委員会の見なおしもあったように思うが？ その他、学校用務員、市営保育所などの見なおしもあったように思うが？</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審議会、委員会の見直しは18 - (2) - (3)にあります。</li> <li>・学校主事、保育所などは、定員適正化計画や民間委託推進計画の中で明確にします。</li> </ul>	行革室
18 - (2) - (3) 審議会、委員会等の委員公募制推進	<p>【米澤委員】 どんな種類の会がありますか 決算監査委員会の監査機能強化について イ 独立行政委員会の責任者は部長クラスがよいのでは？ ロ メンバーの中に市民を参加させるべきと思う。 ハ 監査内容は、従来以上に予算対実績と費用対効果あるいはコストを論じ、質的転換をはかるべきです。</p>	<p>別紙資料 イ 教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会など、市長とは別の執行機関である行政委員会の委員は、地方自治法で非常勤とされている。なお、市長部局から行政委員会の事務局に職員を出向させているが、事務局長には課長級の職員をあてている。 ロ 行政委員会の委員を決定するには、選挙または議会の同意を必要としており、もとより、市民で構成されている。 ハ 費用対効果、コストについては、従来から決算審査や監査でも触れられているところであり、今後とも留意してまいりたい。</p>	職員課 監査委員会事務局

<p>18 - ( 3 ) - ( 1 ) 市民活動支援型補助金制度の創設</p>	<p>【中村委員】 そのための委員会を作って欲しい。 記載内容の変更 「...ボランティア団体やNPO法人等、NPO団体を広く公募し...」</p>	<p>制度の趣旨に適応した助成団体を選考するため、審査委員会を設置することとしている。</p> <p>記載内容の変更 「...ボランティア団体やNPO等を広く...」 この場合、NPOの範囲は、法人格取得の有無を問わず、広い意味での市民活動団体等の民間非営利組織を想定している。</p>	<p>市民参画課</p>
<p>18 - ( 3 ) - ( 2 ) 自治組織等と行政との連携のあり方の方針</p>	<p>【中村委員】 記載内容の変更 「...ボランティア・NPO法人等のNPO団体との連携...」</p> <p>検討委員会設置後はどうなるのでしょうか？</p>	<p>記載内容の変更 「...ボランティア・NPO等との連携...」 この場合、NPOの範囲は、法人格取得の有無を問わず、広い意味での市民活動団体等の民間非営利組織を想定している。</p> <p>検討結果をふまえ、行政と住民とが協働して地域づくりを推進する仕組みづくりについて、関係団体と協議していく。</p>	<p>市民参画課</p>
<p>その他の質問</p>	<p>【中村委員】 公民館の利用状況の把握、自治会の活動の把握などは行なわれているのでしょうか？</p>	<p>・公民館には使用簿が設置してあり、必要に応じて使用状況等の報告を求めている。</p> <p>・各自治会では、明るく住みよい豊かなまちづくりを目指し、ゴミ問題をはじめ身近な環境問題、防犯・防災や交通安全などの安全・安心やその他福祉など地域における生活上のいろいろな課題解決に取り組むとともに、レクリエーションなどを通じた地域コミュニティの醸成のための活動を実践されていると承知しているが、個別・具体的な行事の詳細な実施状況までは把握していない。</p>	<p>市民参画課 生涯学習課</p>
	<p>【米澤委員】 教育委員会関係(公民館関係) 館長から職員にいたるまで、また公民館運営本部長までも自治体職員と自治体OBや教育委員会OBで独占です。現状、公民館は第二のお役人の仕事場となっています。教育委員会で、館</p>	<p>公民館長は、社会教育法第28条の規程により、教育長が推薦し、教育委員会が任命します。現在の公民館長の選出については、旧米子市では、地区公民館運営審議会(平成17年3月30日廃止)に推薦を依頼し、地域から選出された方を新市の教育長が推薦し、教育委員会が任命しました。旧淀江町は、淀江町教育委員会の推薦を受け、新市の教育長が推薦し、教育委員会が任命しました。</p>	<p>生涯学習課</p>

	<p>長、委員長を選出していると思われますが、どのような選出方法によるのか。また、任期が長すぎるという声を聞きますが4年ぐらいで考えておられませんか。</p> <p>今後、民間人からの選出採用を積極的に行い、市民の社会教育施設として、また地域のコミュニティ作りへの利用度向上など質的变化をねらって、地域活性化につなげてほしいという声がありますが。</p>	<p>公民館長の任期は、公民館規則により2年です。</p> <p>公民館運営審議会の委員は、社会教育法第30条の規程により、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者の中から教育委員会が委嘱します。</p> <p>現在の公民館運営審議会委員の選出は、社会教育法で規程されている前述の構成を基に、旧両市町の委員構成や人数を調整して、関係団体等からの推薦と社会教育活動の実績を勘案して委嘱しました。</p> <p>公民館運営審議会の委員の任期は、公民館条例により2年です。</p> <p>公民館職員（館長を除く）は、公募しています。</p> <p>公民館長は、前述のとおり、地域と行政との連携を図る上で重要な役割があり、今後も地域からの推薦という形態は維持しつつ、透明性の高い選出方法を考えたいと思います。</p> <p>公民館運営審議会委員については、前述のとおり、社会教育法で委員構成が定められており、また、委員は、社会教育に対する高い識見を求められることから、公募にはそぐわないものと考えておりますが、今後も、幅広いご意見がいただけるよう委員構成を考えていきたいと思っております。</p>	
	<p><b>【米澤委員】</b></p> <p>事務事業評価制度の概要マニュアルの活用について</p> <p>今後とも継続実施と理解していますが、実施計画(案)に記述されていないのは、中止と誤解を与えるのでは？</p> <p>今後の委員会において、勉強会をやるのはどうでしょう。現場の職員の生の声を聞かせてほしい。</p>	<p>事務事業評価制度は、職員の意識改革等の面でも、一定の成果をあげてきていると考えており、中止するという事ではない。</p> <p>今後、委員会には、行政改革全体の進行管理の各年度ごとの予定や結果の報告をしながら引き続き意見を伺う考えである。その際、各実施項目に関連して、必要があれば、担当課を呼んで答弁させるが、事務事業評価の内容としてそれを行うということは考えていない。</p>	<p>企 画 課、行 革課</p>